

八街市告示 第316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により以下の歳入等の収納事務（以下、特定収納事務）を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

記

- (1) 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和8年9月24日

- (2) 特定収納事務に係る歳入等

後期高齢者医療保険料（普通徴収）

介護保険料（普通徴収）

令和 8年 9月24日

八街市長 北 村 新 司